

衆議院議員総選挙

衆議院議員総選挙（選挙区・比例代表）の投開票が、2月8日（日）に行われます。

この選挙は、主権者である国民（＝私たち）の代表を選ぶ大切な選挙です。

明るい選挙を実現するためには、全ての有権者が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加する必要があります。全ての有権者が棄権することなく、投票に出かけましょう。

	衆議院議員総選挙
公 示 日	1月27日（火）
投 開 票 日	2月8日（日）
投 票	午前7時～午後8時
	【第1投票区】 大野ふれあいセンター
	【第2投票区】 豊木ふれあいセンター
	【第3投票区】 富秋ふれあいセンター
	【第4投票区】 西郡ふれあいセンター
	【第5投票区】 鶯ふれあいセンター
	【第6投票区】 川合ふれあいセンター
開 票	午後9時～
	総合町民センターふれあいホール
期 日 前 投 票	1月28日（水）～2月7日（土）
	午前8時30分～午後8時 役場1階

◎投票入場券の交付

有権者は選挙人名簿に登録され、それぞれの属する投票区の投票所への入場券が交付されます。入場券は郵便封書で郵送されますので、各投票所へ持参してお出かけください。

なお、入場券が未達又は紛失した場合でも、選挙権があれば投票できますので、受付でその旨を申し出てください。投票所入場券は、2月3日までに郵送される予定です。投票所入場券がなくても、期日前投票を行うことができますので、投票日当日に予定の入っている方は、積極的に期日前投票をご利用ください。

◎期日前投票・不在者投票

投票日に、仕事等の都合で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。また、投票するときには18歳未満であるが、投票日までに18歳になる人で、投票日に投票所に行けない人は不在者投票ができます。どちらも告示の日の翌日から投票日の前日までの午前8時30分から午後8時までに、入場券を持参して役場までお越しください。

また、入院中の病院や老人ホームなどの施設で投票することができる「不在者投票制度」もありますので、病院などに問合せてください。